

レーザ協会会則

第1章 名 称

第1条 本会は、レーザ協会（英文名：The Japan Society of Laser Technology）といい、事務所を関東地区におく。

第2章 目的と事業

第2条 本会は、レーザビーム、電子ビーム、イオンビーム等の装置ならびに応用技術全般に関して相互に知識を交換し、これらのエネルギービーム応用技術の向上と普及、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定例的に例会（研究会、見学会、セミナーなど）を開催。
- (2) 研究論文、文献紹介、討論、講演の内容、その他諸般の諸事などを協会誌として発行。
- (3) エネルギービームの応用技術の向上と普及を目的とした情報提供および技術相談。
- (4) その他会の目的を発展させるために必要な諸事業、諸行事。

第3章 会員と会費

第4条 本会の会員は、個人会員、法人会員、学生会員および名誉会員とからなる。

2 名誉会員について

- (1) 本会に多大な貢献をし、その功績が顕著であり、人格・識見ともにふさわしい者を名誉会員とすることができる。
- (2) 名誉会員は、本会会長経験者およびこれに準ずる功労を有する者にあつて、理事会において決議を経て推挙される。
- (3) 名誉会員は、上記の手順を経た後、総会において承認される。
- (4) 名誉会員は、個人会員と同等の資格を有し、本会行事ならびに各種会合に参加できる。

第5条 会員になろうとする者は、所定の申込をし、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会の承認を与えられたときは、入会金 1,000 円およびその年度の会費を納めなければならない。

3 年度の途中において入会を認められたときは、入会后遅滞なく、その年度の会費を納付しなければならない。

4 学生会員で学籍を離れたときは、自動的に個人会員になるものとする。

5 企業所属で個人会員、学生会員になろうとする者は、個人で会費を納付する者に限られる。法人が会費を納付する場合は、法人会員となる。

6 公共の研究機関に所属する研究員や大学教職員は個人会員となる。

第6条 会員は、次の区別により、毎年定められた期日までに次年度の会費を納めなければならない。

- (1) 個人会員：年額 7,000 円
- (2) 法人会員：1 口について年額 50,000 円
- (3) 学生会員：年額 1,500 円
- (4) 名誉会員：無料

- 第 7 条 個人会員・法人会員・名誉会員は、本会が刊行する協会誌の配布を受けることができる。
- 2 名誉会員、個人会員には各 1 部、法人会員には 1 口について 1 部の協会誌が配布される。
 - 3 会員は定例研究会、地域支援講演会に無料で参加し議論に加わることができる。
 - 4 3 項において個人会員、名誉会員は本人の参加が許される。法人会員はその所属する者であれば参加が許される。
- 第 8 条 会員が退会しようとするときは、理由書をつけて退会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 第 9 条 会費を滞納した会員には、協会誌の配布を停止する。
- 第 10 条 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

第 4 章 会の運営

- 第 11 条 総会は、定例総会および臨時総会とする。
- 2 定例総会は、毎年 1 回、会計年度終了後 70 日以内に会長が召集する。
 - 3 臨時総会は、理事または監事が必要と認めたとき、いつでも召集することができる。
- 第 12 条 本会には次の役員をおく。
- 会長、副会長、理事、運営理事、監事
- 2 会長は、理事会が候補者を推薦し、総会で会員の承認を経て選ばれる。
会長は、必要に応じてその他の役員を置くことができる。
会長は、本会を代表して会の運営を総括する。
会長の任期は一期 2 年とする。再任は妨げないがその時の任期は 1 年とし、連続した再任の回数は 2 回を限度とする。
 - 3 副会長、理事、運営理事、監事は、会長から指名され、総会の承認を得なければならない。
 - 4 副会長は、会長の事故のある場合は、その職務を代行する。
 - 5 理事は、大所高所から資金、人材面で運営を支援するとともに、会務遂行に貢献する。
 - 6 運営理事は、具体的な会務を分担し処理する。会務の担当および内容は別に定める。
 - 7 監事は、会計を監査し、総会に報告する。
- 第 13 条 副会長、理事、運営理事、監事の任期は 2 年とする。再任は妨げないが、会長の任期終了に伴い、一旦任を解かれるものとする。
- 第 14 条 理事会は、会長、副会長および理事で構成され、会の運営を企画する。
理事会は、定例的に会長が招集する。また、会長が必要とするときには適時招集する。
- 第 15 条 理事会は、定例総会で前年度の会計および会務を報告する義務を負う。
- 第 16 条 理事会の承認により専門委員会を置くことができる。
専門委員会は、特定の項目について共同研究あるいは調査などを行う。

第17条 本会の事務を処理するために、所要の職員をおくことができる。
職員は、会長が任免し、必要に応じて有給とすることができる。

第5章 そ の 他

第18条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月末日とする。

第19条 この会則は、総会の承認がなければ変更することができない。

第20条 本会の解散は、理事会が提案し、総会の承認を得なければならない。

第21条 本会の解散に伴い残余財産が生じた場合においては、理事会および総会の議決を経て、本会の目的に類似した目的を有する公益事業または団体に、これを寄付するものとする。

付 則

1. この会則は1972年1月28日に「レーザ加工研究会」の設立に当って制定した。
2. 同会1977年3月22日の総会において「レーザ協会」へ名称を変更した。
3. 同会1978年5月25日の総会において一部改正した。
4. 同会1978年12月22日の臨時総会において一部改正した。
5. 同会1981年5月29日の総会において一部改正した。
6. 同会1982年11月26日の臨時総会において一部改正した。
7. 同会1997年6月6日の総会において一部改正した。
8. 同会1997年11月7日の臨時総会において一部改正した。
9. 同会1998年6月5日の会員総会において一部改正した。
10. 同会2000年5月19日の会員総会において一部改正した。
11. 同会2003年5月16日の会員総会において一部改正した。
12. 同会2008年5月15日の会員総会において一部改正した。
13. 同会2024年5月22日の定例総会において一部改正した。

